

おおふな

2025年7月2日 No.98

発行者：小林洋一 編集：情宣部

JR東労組 大船支部

戦後
80年

一緒に考えよう。平和のこと、ミライのこと①

沖縄だけではない 神奈川にもある基地問題

2024年に神奈川県内で発生した米軍及び米軍人等による事件・事故

4月19日	米軍人がスーパーの飲食物を会計せずにフードコートで飲食。
5月11日	米軍人が深夜に信号無視のうえ交差点に進入。タクシーと衝突したがそのまま逃げた。被害者2名が軽傷。
8月 3日	海老名市内の水田に米海軍のヘリコプター1機が※予備着陸。人的被害なし。
9月18日	米海軍人が運転する車両が右折禁止の交差点を右折した際、直進してきたオートバイと衝突。オートバイを運転していた22歳男性が死亡。
10月10日	米海軍厚木基地のヘリコプターが茅ヶ崎市内の海岸に※予備着陸。
11月30日	ブルーリッジ所属の米兵が酒に酔った状態で民家内に侵入、現行犯逮捕。
12月 6日	マッキャンベル乗組員の米兵が運転する車両と日本人が運転するオートバイが衝突。

※予備着陸・・・飛行機に異常が発生した際、事故等を防ぐために安全な場所に意図的に着陸すること。

メートル先を歩いていた女性を後ろから突き倒し、あごや鼻、ほお、指など計6カ所の骨折という重い傷害を負わせる事件が発生しました。この米軍人は2024年9月に懲役2年4ヵ月、執行猶予4年の有罪判決を受け、さらに被害者4名が起こした損害賠償を求めた民事裁判では、2025年4月に約1,600万円の支払いが命じられ、確定しました。

ところが驚くべきことに、事件を起こした米軍人は被害者への謝罪もないまま既にアメリカへ帰国していたことが発覚。こうなると民事裁判では支払いが命じられたものの、実際に米軍人から支払われることは難しいとされています。その場合、日米地位協定に基づき、アメリカ政府から補償金が支払われますが、その金額は民事裁判で確定した金額とは異なり、アメリカ政府側が金額の決定権を持っています。仮に補償金の金額が民事裁判で確定した金額を下回る場合、その差額はSACO見舞金という制度により、日本政府が支払うことになります。言わずもがな、その財源は私たちの税金です。こんな不条理なことが、許されて良いはずがありません。

SACO見舞金とは

日米地位協定第18条第6項の運用改善措置の一つとして、平成8年12月のSACO最終報告に盛り込まれたもので、米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない事例が生じた場合に、日本政府が必要に応じてその差額を埋めるために支給する見舞金です。2018年に公表された国会答弁書によると、2009年～2018年までの間に、2億1123万4000円が支払われていることが明らかになっています。

神奈川県には平和条約発効時（昭和27年）、米軍基地が162カ所、約35.9km²ありました。その後基地の整理や縮小、返還が進んだものの、今なお12カ所、約17.38km²の基地が存在します。これは座間市の面積とほぼ同じで、県土の約1%にあたります。

基地の存在はさまざまな問題を発生させていますが、その一つが米軍や米兵等による事件や事故です。神奈川県内では昨年1年間で7件発生しており、民間人が直接犠牲になったり、被害に遭うケースもあります。

賠償金を日本政府が肩代わり！？

2022年7月9日午後8時半ごろ、米海軍横須賀基地所属の米軍人が、逗子市内の路上を歩いていた男性2名と女性2名を背後から突き飛ばし転倒させ、男性2名は全治2週間の顔面打撲等の傷害、女性2名には腰の打撲等の傷害を負わせた上に、さらに約20

